

第3回東京都農林水産業・地域の活力創造協議会 議事要旨

日時：平成25年11月18日（月曜日）午前10時30分～午前11時30分

場所：都庁第一本庁舎25階 114会議室

冒頭、津国農林水産部長から挨拶。

出席者の紹介

関東農政局阿部企画調整室長補佐より、資料2に基づき全国農林水産業・地域の活力創造協議会の検討状況について説明。

その後の意見交換における参加者からの主な発言内容は、以下のとおり。

（東京都農業協同組合中央会 矢島営農農政部長）

日本型直接支払い制度の話があり、今調整中だと思うが、これは農振農用地限定なのか。いわゆる東京のような市街化区域内農地も対象なのか。

（東京都農業会議 松澤業務部次長）

農地中間管理機構の関係で、農業経営基盤強化法の一部改正の中で、「等」という中で農地法の一部改正が行われる。農地法第52条に関する改正案を見ると、農地基本台帳の位置づけはよいが、その内容を公表するという文言が法律案で出されている。農地中間管理機構で貸し借りを促進するという意味で公表となっていると考えるが、市街化区域は農地中間管理事業の対象外地域であり、さらに市街化区域の農地の賃貸借において紛争が起きている。離作するしないという昔からの問題である。現段階においても、すでに農地調停と裁判によって紛争がかなり発生している。

また、国有農地の関係で、今は貸主・借主の名前が公表されていないが、これも公表の対象になると解せる。農地法3条の許可等を得て土地の引き渡しがあった場合は、その登記がなくても第三者に対抗できると農地法第16条第1項にあり、一般的に農地の賃貸借は登記され公開することはされておらず、本情報を公開することは、新たな紛争を招くことが懸念される。

私どもは常任会議でこの件については反対とし、詳細を定める農林水産省令について、国に対して要望を出すということを考えている。

（東京都土地改良事業団体連合会 西田常務理事）

第1回から説明を受けて、農林水産省が日本の農業をどうしようとしているかというのがよくわからない。農業のめざす基本的な方向は基本法に書かれており、自給率や農地、農業をどうしていくのか、地産地消と言っていて海外に輸出していくというのは何%を輸出しようとしているのか。誰がそれを担うのか主語が見えてこない。

農地中間管理機構の問題にしても、数字だけが先行して誰を対象にしてどうしようとしているのか、企業が入っていくことはやぶさかではないが、企業は都市

近郊の平坦な農地には入っていこうと考えているかもしれない。中山間地域とか条件が不利な地域とかに入っていく必要性がないわけで、そうすると日本の農業はどうなっていくのか。

現在、農業者の平均年齢が63歳とか64歳とか言われているが、東京の中でも地域によっては70歳を超えているところがあり、5年後10年後の展望を持ちきれないところもある。そのような地域の農家の方々に農林水産省がこれから先どのような施策展開をしようとしているのか、明らかにしていくべきである。

今回の減反政策の廃止の問題もそうだが、地方の意見は全く聞かれていない。突然、2,3週間で結論だけが飛び出してきたと受け止められている。そのあたりも含め、考え方をお聞きしたい。

(関東農政局 阿部企画調整室長補佐)

大変難しい話であり、お話は伺った。

(東京消費者団体連絡センター 矢野事務局長)

この活力創造協議会の全国版と地方との関係性が非常に気になっている。東京都はいち早く立ち上がったが、都道府県全体でいくつ立ち上がっているのか。必ずしもスタートラインが一緒ではない中で、全国と地方の協議会が相互に意見を出し合い、最終的にプランの中で取りまとめるという方向性だと思っている。東京都の協議会からも積極的な提言を出しており、地方から出た声プランの中にどのようにして生かされたのかということプランの中に報告として入れていただきたい。

(東京都 武田安全安心・地産地消推進担当部長)

本日頂いた資料等いろいろ見ていると、日本の農業は、規模拡大と六次化、こういう2つの大きな流れがある。特に規模拡大については必ず土地利用が絡むものであり、国土交通省等と、日本がどのような土地利用をしていくのか、という大きな絵を描いていただかないとなかなか解決しない面もある。この土地と、六次産業というのを両方併せ持つためには、どうしても大型量販店などの大きな産業になってしまう。しかしながら日本の農家の将来というのは規模拡大する生産者、六次産業化に進む生産者、この2つであると考えます。

東京の場合は、六次産業化というところが、これからの農家が一生懸命取り組んでいく部分になると思っている。現在も様々な取組がなされており、小さな島でも加工などの芽が出ている。これらをどのように支援していくかということが我々に課せられた大きな役割だと思っている。国も都もいろいろな補助事業をやっているが、この補助事業というものが国や都の政策目的を達成するための事業であって、農家や消費者から見た必要性に合っているか合っていないかが難しい部分になる。このあたりは国が規制緩和という形を出しているが、事業の弾力的な運用ということがもう少しできないと、実際に事業を活用して規模を

拡大していく、事業を展開していくことが難しいのかなと、行政を長くやってきて思うところである。

国も都も、誰が事業対象者なのか、事業対象者にどのように支援していくのかという、一番根本的な部分をきちんと考えながら施策を構築していかなければならない。民間の発想を育てていくのなら、もう少し自分達の発想も豊かにしていく必要がある。

最後に、津国農林水産部長からの挨拶後、閉会。

以上